

幌延で見えた核民合意のプロセス

ルポライター 滝川 康治

幌延町への高レベル放射性廃棄物処分研究施設（仮称・深地層研究所）の立地問題は、科技庁などとの水面下での協議のうえ、道が検討作業に着手したことで新たな段階に入った。肝心の協議の中身は道民に知らされず、示された検討スケジュールもきわめて拙速なものだ。国の顔色を伺う道政のありようは「自主・自律」からはほど遠いものがある。幌延問題をめぐる道の対応を検証しつつ、今後の議論の方向を探ってみた。



「幌延問題」最新レポート
科技庁と道が水面下ですり合わせ?
「幌延町と道の意見交換会」

「道民合意のあり方などの質疑（粗いだ道庁と市民グループとの意見交換会）（2月20日・札幌市内で）」

や核燃料サイクル開発機構（以下、核燃と略）が堀達也知事に出した「回答書」の実効性③「道民合意」のあり方などについて話し合う場である。

その検討委（委員長・真田俊一副知事）は、課長職を中心に八人の委員によって一月に発足した。「五月か六月ま

で、計画に対する道の考え方を整理する」（資源エネルギー課）と、拙速なスケジュールを組んでいる。

「こんな短時間で調べるのは絶対に不可能。一般の人から『初めに（立地OK）の結論ありきでないか?』との疑問がたくさん出ている。ぜひ、（進んだ原子力政策を採用している）ドイツやスウェーデンなどに赴いて、地域住民がどんな権利を持つているか、ナマの声を調べてきてほしい」「国の基本政策に対して、道は地元住民を守る組織。守る手段を知るためにも、（海外調査などに使つてもいい）交換会を主催した幌延問題道民懇談会（代表・上田文雄弁護士）のメンバーから注文が飛び出す。出席した道の担

当者は、理解を示しつつも、「帰つて報告する」と述べるにとどまった。

検討委は、核燃の立地申し込みを入れを堀知事がいったん返上（昨年10月）したドタバタ劇の末、12月に「回答」が出されたのを受けて設置された。

「道知事をはじめとする地元が受け入れれない意思を表明されているものでは、道内が高レベル放射性廃棄物の中間貯蔵施設及び処分場の立地場所になることはない」（傍線は筆者）

持つて回った表現で分かりにくいか、これは科技庁の「回答」の一節。処分事業を所管しない科技庁にはこれしか言えないのかもしれないが「処分場などになるかどうか?」は地元の意向次第で変わりうる、と読める内容だ。

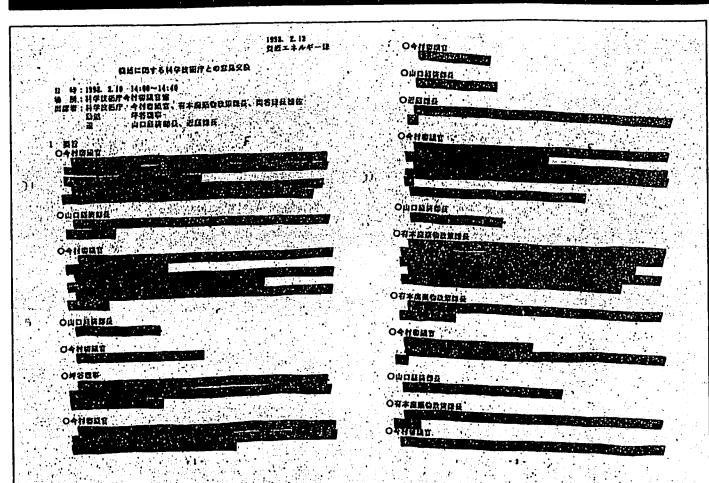
「研究実施区域に放射性廃棄物を持ち込まないし、使用することもない。また、当該地域を将来とも放射性廃棄物の処分場にすることはない」

後段の部分を約束する権限が核燃にあるだろうか。ちなみに二月十日に開かれた道の第二回検討委では「処分地の選定についてはサイクル機構が現

解していいか?」という委員の問い合わせに、科技庁の担当者は「どうこういう立場にはありません」と答えている。権限のない核燃の約束には実効性がないことを、図らずも証明したものだ。また、堀知事の懇親会では「道内に放射性廃棄物を受け入れる意思はない」として国との見解を求めたが、科技庁は「高レベル放射性廃棄物」に限定した回答を寄せている。核燃が扱う廃棄物は、高レベル低レベル・TRU（超ウラン元素）廃棄物の三つなので、これでは道の懇親会に答えていない。「言葉の通り替えだ!」と怒らなければならないに、堀知事は「これで道民の不安は払拭される」と見当違いのコメントをしている。この日の意見交換会でも、道担当者の曖昧な発言が繰り返されていた。

道民に開示できぬ協議記録

「幌延問題」最新レポート

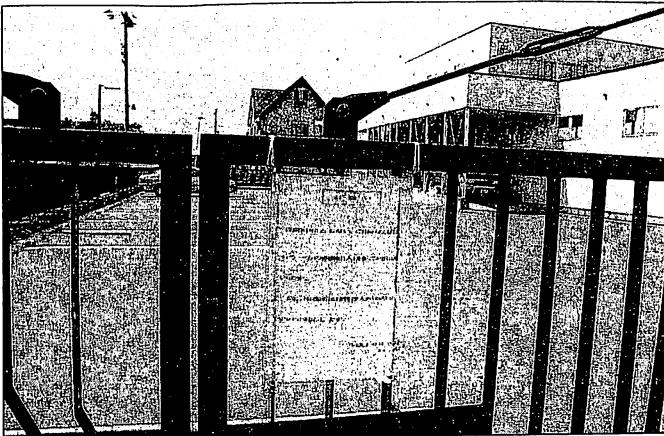


黒塗りされて「一部開示」された公文書。科技庁などとの協議内容は間の中だ。

幌延問題をめぐる道の対応を検証しつつ、今後の議論の方向を探ってみた。

幌延問題をめぐる道の対応を検証しつつ、今後の議論の方向を探ってみた。

二月初め、わたしは道の情報公開条例を使って、この問題に関する、道と科技庁、核燃などとの協議の中身を記録した公文書の開示請求を行なった。道民として、一連の協議の流れをつ



といったん「閉鎖」された旧動燃の幌延事務所。リース契約は継続中で、再開の機をうかがう

などと答えていた。かく情報提供や意見聴取、道議会での議論などは民意を反映させるための一つの手法であり、「合意」とは全く別のものである。言葉の解釈は厳密であるべきだ。

立地受け入れの評否の結論を出さぬことを保証すべきだ。それが理に適つた道政というものだろう。

性廃棄物の地層処分に向けて道筋をつ
けたい科技庁などとの思
惑が一致して始まっている。
「閉鎖」された旧動燃の幌延事務所。リース契約は継続中で、再開の機をうかがう。
十年間ほどの膠着状態
の末、当初計画を変更し
て深地層試験場のみの立
地を探るいまも、この構
図に変わりはない。変わ
ったのは、拒否姿勢が緩
らぎ、国の顔色を伺うよ
うになつた、道のありよ
うである。
この問題の原点に立ち
返つた、國の地層処分政
策を根本から問う議論な
しに、政治的な思惑を優
先させるような愚行を犯
してはなるまい。

が、これではこの計画の全体像は捉えられない。泊原発から使用済み核燃料が発生し、深地質試験場の立地を要請を受けている以上、道は、国の原子力政策の流れを整理しつつ、自治体としての理念や方向性をもつことが求められる。

それには、徹底した調査や長期間にわたる議論が必要であり、予定されてゐるわずか五、六回の委員会では到底「道の考え方を整理すること」はできない。前出の真田副知事と科技庁のやり取りもあるだけに、「国と道の共同シ

「の隠れ裏」といった疑惑を招かないよう運営すべきだろう。

検討委の論点として、次のような事柄について議論を深めてはどうか。

まず、昨年十二月の科技庁と核燃の「回答」の実効性を検証することだ。ただし書き付きで「処分地にしない」とする文書は、青森県や岐阜県にも出されているが、これについて原子力委員会高レベル放射性廃棄物処分懇談会専門委員の石橋忠雄弁護士（青森市在住）から、「法律を執行する機関である科技庁が、そのときに判断した政策文

摘がなされている。こうした指摘を含めて、「回答」の法的効力をはじめ、処分事業の実施主体（2000年に設立予定）や省庁再編後の所管官庁に対する拘束力などについて、きちんとした検証が必要だ。

さらに、「深地層試験場は実施主体に譲渡・貸与されるとはあり得るのか」「核抜きならば、都市部や核燃本社のある東海村に立地できないのか」などについて、科技庁などにただすことも大事であろう。

また、地層処分が実現しないときの試験場の投資効果や法律の整備、泊原発などから発生する使用済み燃料の後

いい、契約の成立要件となる」とある。つまり「道民合意」とは、「道民の意志が一致すること」である。

「道民合意」まで 結論先送りを

現状では、道民の間に幌延計画に対する賛否両論があり、とりわけ道北の市町村では反対の声が根強い。知事公約に沿うならば、「合意＝意志が一致」していないのだから、立地要請を検討するまでもないことになる。しかし、実際には何度も国や核燃に翻弄されても、道民に公表できぬような協議を重

「道民意」まで 結論先送りを